

令和5年度岐阜県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、現職教育職員に対して免許状の取得に必要な単位を修得する機会を与えることによって、教育職員としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 受講資格

原則として岐阜県内の学校に勤務する教育職員（教諭、助教諭及び講師）とする。

3 実施形式・会場

令和5年度認定講習については、オンライン形式の講習と対面形式の講習を組み合わせる。オンライン形式の講習については、文部科学省から通知のあった免許法認定講習の実施方法の特例の内容に従って行うものとする。

(1) オンライン形式

＜開設科目名＞

理科指導法Ⅰ、理科指導法Ⅱ、生徒指導・教育相談及び進路指導等の理論と方法、LD等教育総論

(2) 対面形式－1

＜会場名＞

岐阜大学 岐阜市柳戸1-1

＜開設科目名＞

算数科指導法Ⅰ、算数科指導法Ⅱ、特別支援教育基礎論、視覚障害者教育論（1日目）、聴覚障害者の心理・生理・病理、知的障害者教育総論、肢体不自由者教育総論、言語・情緒障がい者教育総論、重複障害等教育総論、英語学Ⅱ、英語コミュニケーションⅡ、情報セキュリティⅡ、データサイエンスⅠ、情報システムとプログラミングⅡ、データベースⅡ、情報メディアⅠ、情報メディアⅡ、情報科指導法Ⅰ、情報科指導法Ⅱ

(3) 対面形式－2

＜会場名＞

岐阜県立岐阜盲学校 岐阜市北野町70番地1

＜開設科目名＞

視覚障害者教育論（2日目）

(4) 対面形式－3

＜会場名＞

岐阜市文化センター 岐阜市金町5丁目7番地2

＜開設科目名＞

病弱者教育総論（第1回目）

(5) 対面形式－4

＜会場名＞

OKBふれあい会館 岐阜市藪田南5丁目14-53

＜開設科目名＞

病弱者教育総論（第2回目）

(6) 対面形式－5

＜会場名＞

岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス） 岐阜市柳津町高桑西1-1

＜開設科目名＞

肢体不自由者の心理・生理・病理及び教育課程等

4 開設科目等

令和5年度岐阜県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧表のとおり。

5 各講座の時間割

令和5年度岐阜県教育委員会免許法認定講習時間割一覧表のとおり。

6 受講申込手続等

受講決定までの流れ

事前申込 → 受講者決定内示 → 受講申込（受講申請書提出） → 受講決定

(1) 事前申込

受講希望者について各所属で取りまとめの上、下記のとおり提出すること。

① 提出書類

受講申込一覧表（メールによる提出）

② 義務教育課への提出期限

令和5年6月2日（金）【期限厳守】

③ 提出方法

〈県立学校、市立特別支援学校、知事部局、岐阜県教育委員会事務局〉

各学校（所属）→義務教育課免許係

〈市町村立学校（特別支援学校を除く。）〉

各学校→市町村教育委員会→各教育事務所学校人事係→義務教育課免許係

〈国私立学校等〉

各学校→義務教育課免許係

④ 注意事項

本籍地、氏名、生年月日は申請時の内容を「学力に関する証明書」にそのまま記載するため、戸籍に記されている内容を誤りのないように記入すること。

（例年、本籍地の記載誤りが散見されるため、提出前に確認願います。）

(2) 受講申込み（受講者決定内示後）

受講決定者については事前申込みに基づき所属長を通じて内示する。内示後、手数料分の岐阜県収入証紙を貼付し申請書を提出すること。期日までに申請書の提出がない場合は、受講決定を行わないため注意すること。

① 提出書類

受講申請書（様式は内示後に送付）

※1科目につき1,000円分の岐阜県収入証紙を貼付すること。

② 提出方法

上記（1）③と同様とする。

③ 提出期限

受講者決定内示後2週間以内（別途通知）

(3) 受講決定

受講決定については、所属長を通じて通知する。

7 単位の認定

各科目の単位数は1単位とし、定められた授業時数を出席し、試験等による成績審査に合格した者に認定する。

遅刻又は早退した者には、単位が認定されない場合がある。

8 受講定員

受講定員については、別紙開設科目一覧表のとおりとする。

受講希望者が定員を超えた場合、選考等により受講者を決定する。

9 各講座の選考基準及び受講要件

(1) 特別支援学校教諭1種・2種免許状取得用科目

「特別支援教育基礎論」「視覚障害者教育論」「聴覚障害者の心理・生理・病理」「知的障害者教育総論」「肢体不自由者教育総論」「病弱者教育総論」「言語・情緒障がい者教育総論」「重複障害等教育総論」「LD等教育総論」「肢体不自由者の心理・生理・病理及び教育課程等」

以下の受講申込み者を優先する。

- ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、特別支援学校教諭免許状を有しない者
- ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、担当する領域以外を定める特別支援学校教諭免許状を有する者
- ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、1種免許状への上進を希望する者
- ・特別支援学級又は通級指導を担当する教諭

(2) 高等学校教諭1種免許状(情報)取得用科目

「情報セキュリティⅡ」「データサイエンスⅠ」「情報システムとプログラミングⅡ」「データベースⅡ」「情報メディアⅠ」「情報メディアⅡ」「情報科指導法Ⅰ」「情報科指導法Ⅱ」

以下の3点の要件を満たすことを要件とする。

- ・高校1種免許・情報の取得意思があり、将来的に高校の教科「情報」もしくは、小中学校の情報関連教育を担当する意欲があること
- ・Pythonなどのプログラミング言語が理解できること
- ・テキストエディタ編集可能なソフト(アプリ)がインストールされているPCを自身で準備すること

10 対面形式による講義の受講について

(1) 岐阜大学を会場とする講習を受講する場合

- ・自家用車の利用を希望する者は、事前申込みの段階で一覧表に記入すること。
(学生の試験期間と認定講習開設期間が重なり、駐車可能台数を超過する場合があるため注意すること。)
- ・自家用車を利用する場合は、必ず指定された駐車場(別途連絡)を利用すること。

※特別支援教育センター前の駐車場には絶対に駐車しないこと。

(2) 岐阜県立岐阜盲学校を会場とする講習を受講する場合

駐車場が無い場合、必ず公共交通機関を利用すること。

(3) 岐阜市文化センターを会場とする講習を受講するとき

- ・無料の駐車場がないため、公共交通機関を利用するか、周辺の有料駐車場を利用すること。

(4) 岐阜聖徳学園大学を会場とする講習を受講する場合

- ・自家用車の利用を希望する者は、事前申込みの段階で一覧表に記入すること。
- ・自家用車を利用する際は、必ず指定された駐車場(別途連絡)を利用すること。

(4) 講義に遅刻した場合、単位を認定しない場合があるため十分注意すること。

(5) その他、事務局(岐阜県教育委員会事務局義務教育課免許係)の指示があった場合はこれを遵守すること。

11 オンライン形式による講義の受講について

※使用するオンラインシステムの仕様等については内示の際に通知予定

- (1) 受講に必要なPC用の附属機器として、カメラ、スピーカー(イヤホンでも可)、マイクについては各受講者が準備すること(これらを内蔵しているPCの使用を推奨)。受講時にマイクが作動せず、出席が確認できない場合、単位を認定できない場合があるため注意すること。
- (2) インターネットが利用できる環境、端末(PC、タブレット等)を確保すること。インターネット利用にかかる費用等については各自の負担となるため、注意すること。(特に受講に用いる端末について、定額でインターネットの利用契約をしていない場合などには多額の通信料が生じるおそれがあるので注意が必要。)
- (3) 対面形式の講義と同様、開始時間に出席が確認できなかった場合や、正当な理由なく長時間離席した場合には、単位を認定しない場合があるため注意すること。
- (4) 講義後に行う試験やレポート課題について、期日までに回答の提出がない場合は単位を認定できない場合があるため、必ず期日までに提出すること。

13 その他

- (1) 受講に要するテキスト代、教材費等は受講者の負担とする。
- (2) 受講希望者が少数の講座は開講しない場合がある。
- (3) 本講習は免許状取得を目的とした講習であるため、研修目的の受講は認めない。
- (4) 受講決定後、やむを得ない理由により欠席する場合は、事前に欠席届を提出すること。ただし、病気等の当日発生した理由により欠席する場合は、後日の提出でも構わない。
- (5) 申請書提出後に受講を辞退した場合、納入された受講料は返還しない。
- (6) 受講にあたっては、教員としての品位を保ち、講師及び会場の職員等に対しては礼節をもって接すること。特に、認められていない区域での喫煙や指定場所以外への駐車は大学への多大な迷惑となるため、必ずルールを遵守すること。(悪質であると判断した場合には、受講中止を命じる場合がある。)
- (7) 新型コロナウイルス感染症について、今後の状況によっては、対面形式の講義をオンライン形式へ切り替えるなど、開講予定を変更または中止する場合がある。変更等がある場合はHPに掲載するため、適宜確認すること。
- (8) 講習に関する問い合わせについては、下記問い合わせ先へ連絡することとし、大学窓口への連絡は一切しないこと。
- (9) 下記問い合わせ先は平日のみの対応となるため、休日に開講する講座に関して疑問点がある場合は、必ず事前に問い合わせること。

14 問い合わせ先

岐阜県教育委員会事務局義務教育課免許係
電 話 058-272-8742(直通)
F A X 058-278-2817
E-mail c17785@pref.gifu.lg.jp